



和紙で作った、今年の干支「巳」

広報 よいた

2001. 1月号 No.415

CONTENTS (目次)

年頭のあいさつ	2・3
家電リサイクル法が始まります	4・5
12月定例議会	6・7
フォト・トピックス	8・9
お知らせ	10・11
町学協研修会	12
直江氏三代の拠点	16・17
与板この人	18
生涯学習コーナー	19
くらしのカレンダー	20

(広報担当 石黒)

あけましておめでとうございます。21世紀がやってきました。21世紀というと夢のような世界、どんな世界になっているんだろうと未来の事を想像した頃がありました。何となく時代の変わりにビンときていいのは私だけでしょうか。▼考えてみると、20世紀という百年間、初めて終わりの時点ではものすごく、生活環境が変わっています。ひょっとしたら、百年前の世界から見ると今の生活が夢の世界だったのかもしれません。そして、21世紀の終わりはやはり夢の世界かもしません。何はともあれ、世紀の節目を見ることができたのは貴重な事で、うれしく思います。

皆さんはどうな21世紀をお迎えですか?▼今は、巳年。蛇というとその風貌から苦手意識をもたれる動物ですが、昔から「蛇の夢を見るとお金がたまる」という言葉が聞かれるように神がかり的な存在かもしませんね。今年も広報よいたをよろしくお願いします。

●与板町写真クラブ●



移動八百屋さん

通勤途中、色鮮やかな花や果物を乗せたリヤカーに会い、楽しくなりシャッターを切りました。

黒川 博(馬越)

●与板町版画クラブ●



護

近藤紀子(安永)

広報 クイズ

さあ!あなたもチャレンジ

次の問題の答えを
はがきに書いてお送りください。
抽選で5名の方に図書券を差し上げます。

〈問題1〉12月17日に行われた町民体育館、青少年ホーム大清掃。集まってくれた参加者は約〇人?

〈問題2〉子供たちみんなが大好きな学校給食。12月14日~20日まで行われたのは〇〇〇〇ランチ?

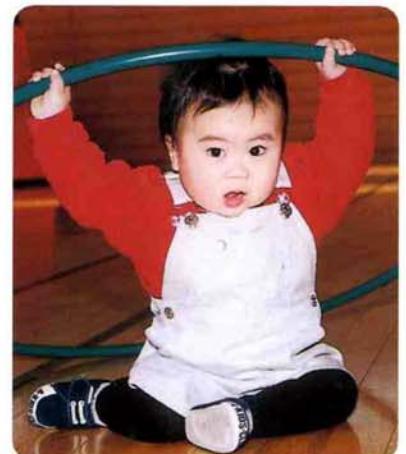
〈問題3〉県と町の指定文化財を一冊の本にまとめ、今回カラー出版された本の名称は何でしょう?

応募方法:はがきに答えと住所(町内名で可)、氏名、年齢をご記入の上、次の宛先へお送りください。なお、広報へのご意見、ご要望なども書き添えていただければ幸いです。

応募先:〒940-2492(役場専用)
与板町役場 総務課「広報クイズ」係
締め切り:1月25日(当日消印有効)

編集後記

永遠だよ!
好きなものはいっぱい。ご飯でしょ、パパとのお風呂にお母さんといっしょ。
それからイタズラもね。おっきいおばあちゃんは、いつも遊んでくれるから大好き。
春になったら、みんな!公園であ・そ・ば。



柿倉 永遠くん
《上町》

わが家のアート
父亘代さん
母康代さん

もっと知りたい! 家電リサイクル法 Q&A

Q1 家電リサイクル法の対象となる家電製品は何ですか?

A1 主に一般家庭で使用されている「エアコン」「テレビ（ブラウン管式）」「電気冷蔵庫」「電機洗濯機」の4品目です。業務用専用に製造されたもので、一般家庭では使用されていない形式のものは含まれません。また、これにより家電リサイクル法対象家電製品は町の収集には出せなくなります。

Q2 なぜ、消費者がリサイクル費用を負担するの?

A2 家電リサイクル法の円滑な運用のためには、製造したメーカー・販売する小売店及び消費者によるそれぞれの役割分担が必要不可欠です。消費者も費用の分担を通じて、クリーンなリサイクル社会の構築に向け重要な役割を担うことになります。

Q3 消費者が負担する料金はいくらですか?

A3 消費者の負担する料金は、「小売店の収集・運搬料金」+「メーカーのリサイクル料金」です。ただし、小売店やメーカーでそれぞれの料金が異なりますので、引き取り前にご確認ください。

これまでに公表されている大手メーカーの「リサイクル料金」は以下のとおりです。

エアコン	3,500円	テレビ	2,700円
冷蔵庫	4,600円	洗濯機	2,400円

Q4 古くなった家電製品は誰に引き取ってもらうの?

A4 その製品をお買い上げになった家電小売店か、同じ種類の製品を買おうとしている小売店にご連絡ください。この場合、小売店には古い家電製品を引き取る義務があります。その際、消費者には、その家電製品を①収集運搬するための料金と②リサイクルするための料金をご負担いただきます。

Q5 外国製品は対象となるの?

A5 日本の小売店（家電量販店、通信販売で家電製品を販売している事業者その他、リサイクルショップや質屋も含まれます。）で外国製品を買ったのであれば、その小売店に引き取ってもらいます。海外で買った製品であれば、同種の製品を買い換える際に小売店に引き取ってもらいます。国内で使用されている家電製品（4品目）すべてが家電リサイクル法の対象となります。

Q6 家電製品がきちんとリサイクルされるか確認したいのですが?

A6 消費者が排出した家電製品を引き取ってもらうとき、その家電製品が確実にメーカーに運搬され、再商品化されるよう管理票を小売業者から受け取ります。この管理票で小売業者やメーカーに確認できますので、管理票の写しは必ず大切に保管しておいてください。



～家電リサイクルについてのお問合せ先～ 役場町民課環境衛生係

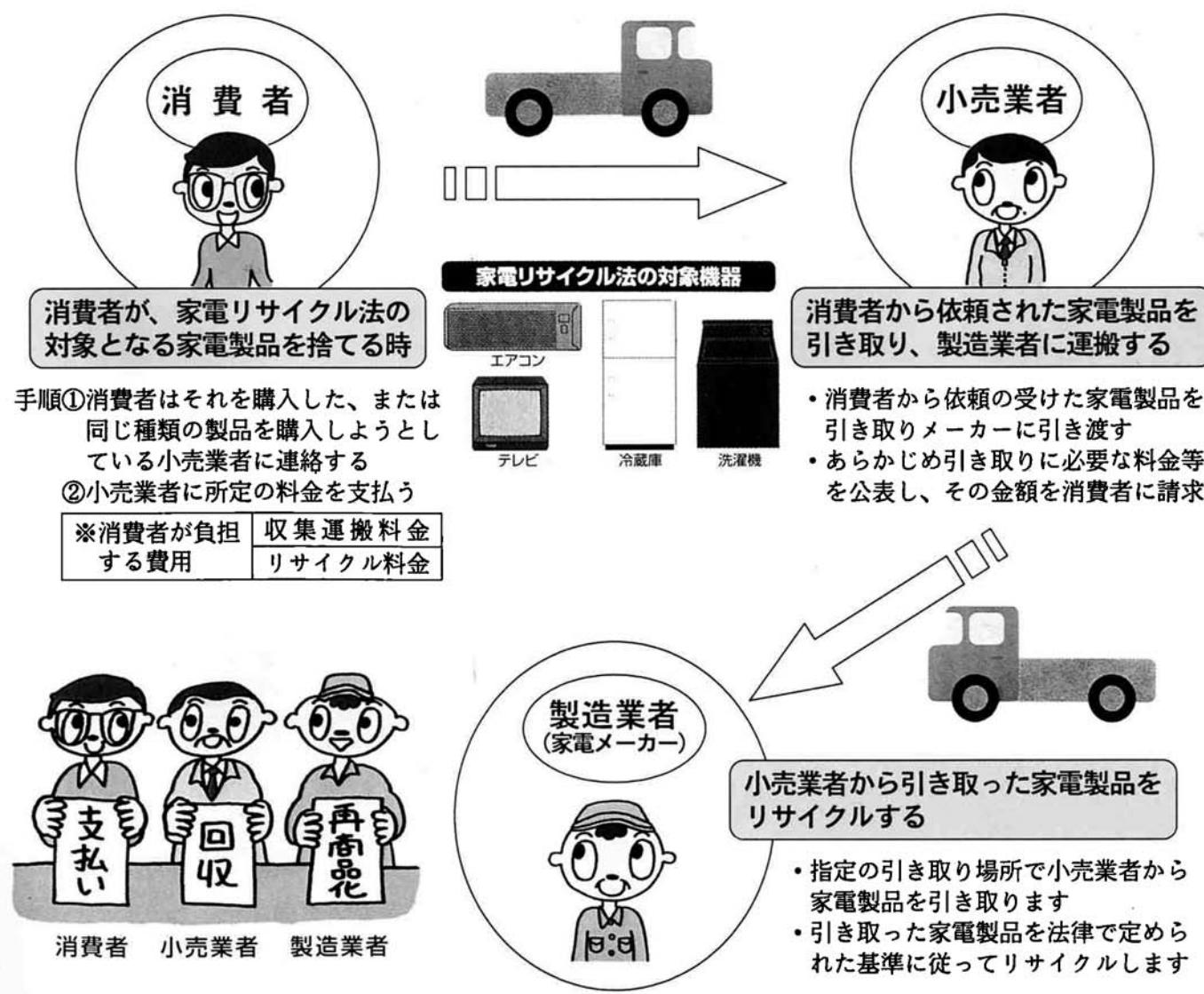
家電リサイクル法が始まります!

平成13年4月1日より施行

みなさんのご家庭で利用されている電気製品のうち、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4製品を廃棄する場合、現在町では粗大ごみとして収集していますが、有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量、資源の有効利用を推進するため、平成13年4月1日から特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されることに伴い、廃棄の方法が次のように変わり、4月から町の収集には出せなくなります。

ごみの減量、資源の有効利用とクリーンな環境のため、ご理解とご協力をお願いします。

～家電リサイクル法における家電製品リサイクルの流れ～



平成
12年

第4回町議会定例会

平成12年第4回与板町議会定例会が、12月19日から21日まで3日間の日程で開かれ、条例の制定・改正や一般会計補正予算を含めた26件の議案などが審議されました。

全日本剣道連盟より顕彰状！

この度、長年にわたり剣道の向上発展に尽力された功績により、久保喜久治さん（南新町）が全日本剣道連盟より顕彰状（剣道有功賞）を受賞されました。久保さんは与板町剣道教室の設立以来50年以上、児童・生徒の剣道の技術指導にあたられています。また、三島郡剣道連盟の会長として設立以来、新潟県夏期合宿講習会等の行事を主催され、青少年健全育成に貢献されています。大変おめでとうございました。



6年連続金賞受賞！

12月3日に長岡リリックホールで行なわれた第26回新潟県リコーダーコンテストに与板小学校リコーダークラブが出場しました。

ソプラノ、アルト、テナーなど7種類のリコーダーで「5本のリコーダーのためのソナタ」を素晴らしい音色で奏でて、見事6年連続で金賞を受賞しました。同クラブは3月に東京で開催される全日本リコーダーコンテストに出場します。



たくさんの愛をありがとう

平成12年度 共同募金実績報告



昨年10月から3ヶ月間にわたり実施いたしました共同募金運動には、町民の皆様をはじめ法人各企業・学校等の方々からあたかご理解とご協力をいただき、目標額を上回る多くの募金が寄せられました。心から厚く御礼申し上げます。

赤い羽根共同募金

町内戸別募金	1,506,751円
法人募金	363,000円
学校募金	88,278円
職域募金	68,300円
与板町民生児童委員様	16,000円
窓口募金	2,302円
歳末たすけあい募金	986,600円

この共同募金は、県内の福祉施設の整備、民間福祉団体の活動費や町社会福祉協議会に配分され、平成13年度の事業費に活用されます。

この歳末募金は、与板町の寝たきり老人・心身障害者・施設入所者等282名の方々へ歳末見舞金としてお贈りさせていただきました。

- * 議案第7号 寄付採納について
- * 議案第56号 与板町職員の再任用に関する条例について
- * 議案第55号 与板町職員の再任用に関する条例について
- * 議案第54号 与板町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について
- * 議案第53号 与板町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第52号 与板町職員の育児休業等に関する条例を改正する条例について
- * 議案第51号 与板町職員の再任用に関する条例について
- * 議案第50号 与板町職員に基づく期末手当等の支給割合を減ずる改正及ぶ与板町職員の再任用に関する事項を定めるため。
- * 議案第49号 人事院勧告に基づく期末手当等の支給割合を減ずる改正及ぶ与板町職員の再任用に関する事項を定めるため。
- * 議案第48号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第47号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第46号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第45号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第44号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第43号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第42号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第41号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第40号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第39号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第38号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第37号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第36号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第35号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第34号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第33号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第32号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第31号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第30号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第29号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第28号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第27号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第26号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第25号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第24号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第23号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第22号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第21号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第20号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第19号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第18号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第17号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第16号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第15号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第14号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第13号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第12号 与板町職員に對する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第11号 与板町職員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- * 議案第10号 与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- * 議案第9号 与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- * 議案第8号 与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- * 議案第7号 与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- * 議案第6号 与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- * 議案第5号 与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- * 議案第4号 与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- * 議案第3号 与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- * 議案第2号 与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について
- * 議案第1号 与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について



る条例について

・中央省庁再編に伴う省庁名称の変更のため。

・与板町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について

・法令名称変更による改正。

・与板町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について

・条例について

・法令名称変更に伴う改正。

・中央省庁再編に伴う省庁名称の変更及び老人保健法の改正に伴う改正。

・与板町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

・与板町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

・中央省庁再編に伴う省庁名称の変更及び老人保健法の改正に伴う改正。

・与板町老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

・中央省庁再編に伴う省庁名称の変更及び老人保健法の改正に伴う改正。

・与板町教育委員会委員の任命について同意を求めることがあります。

・安心して子どもを生み育てる新潟県へ「県幼児医療費助成事業の拡充を求める」意見書提出の陳情書について

・国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する陳情書について

・与板町議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について

・「県幼児医療費助成事業の拡充を求める」意見書について

- * 議案第69号 平成12年度与板町一般会計補正予算（第3号）
- * 議案第68号 平成12年度下水道条例の一部を改正する条例について
- * 議案第67号 中央省庁再編に伴う省庁名称の変更及び老人保健法の改正に伴う改正。
- * 議案第66号 与板町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第65号 与板町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について
- * 議案第64号 与板町職員の育児休業等に関する条例について
- * 議案第63号 与板町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第62号 与板町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- * 議案第61号 与板町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について

- * 議案第73号 人権擁護委員の推薦について
- * 議案第72号 見を求めるについて
- * 議案第71号 金と防水工事費の減額など、歳出では下水道事業特別会計繰出額などを、歳入の主ものは消防設備整備事業債減額などで、歳出はこれで31億7,546万7千円とする。
- * 議案第70号 平成12年度与板町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- * 議案第69号 平成12年度与板町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- * 議案第68号 平成12年度与板町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- * 議案第67号 年入歳出予算の総額から8万3千円を減額し、歳入歳出それぞれ6億8,614万4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第66号 年入歳出予算の総額から4,7千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第65号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第64号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第63号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第62号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第61号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第60号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第59号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第58号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第57号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第56号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第55号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第54号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第53号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第52号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第51号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第50号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第49号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第48号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第47号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第46号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第45号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第44号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第43号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第42号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第41号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第40号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第39号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第38号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第37号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第36号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第35号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第34号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第33号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第32号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第31号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第30号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第29号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第28号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第27号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第26号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第25号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第24号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第23号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第22号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第21号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第20号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第19号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第18号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第17号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第16号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳出とも給付費について、実際の利用に合わせた増減を行なったもの）
- * 議案第15号 年入歳出予算の総額から4千円とする。（歳入、歳

個性あふれるリースができました

12月9日（土）勤労青少年ホームで、子ども会クリスマスパーティーが行われ、今年はクリスマスリース作りに挑戦しました。

みんな思い思いの型をダンボールから切り取り、松ボックリ、栗の実、パスタや杉の葉などをスプレーでクリスマス色に色付けし、型に固定していきました。世界に一つしかないリースを作ろうと、参加した子ども達は、创意工夫を凝らして真剣に作業していました。

リースが出来上がった後は、お楽しみゲーム大会で大いに盛り上がり、楽しいパーティーとなりました。



手作りケーキ＆リースで 楽しいクリスマスを

勤労青少年ホームで毎年恒例となっているクリスマスケーキ作り教室。今年は12月8日（金）に和洋菓子かねしょうの佐藤誠一先生のもと行われました。



定員20名の中、年齢性別を問わず16名の参加があり、和気あいあいと教室は進んでいきました。

また、12月14日（木）勤労青少年ホームにおきまして、講師に江西在住の渡辺幸子さんをお迎えし、クリスマスリース作り教室が行われました。

当日は8名の参加があり、ヒバをリースの土台にくくりつける作業から始め、唐辛子、シナモン、鈴や松ぼっくりなどをワイヤーで固定していました。そして、出来上がったリースを見て、参加者の皆さん是一足早いクリスマス気分を味わっていました。



和紙で干支づくり

12月20日にふれあい交流センターの手芸講座が行なされました。今回も和紙人形の佐藤典子先生をお迎えして、今年の干支「巳」作りに挑戦しました。会場には町内外から大勢の人が集まり、作業机いっぱいに参加者が並びました。細かい折り目をつけながら、順序よく和紙を折っていくのが難しく、佐藤先生に指導していただきながら、見事に金と銀2種類の姿の「巳」ができあがりました。



やさしさの贈り物 嵯峨慰問

町社会福祉協議会では、皆様からお寄せいただいた歳末募金をもとに歳末慰問を行いました。

12月15日には、近隣の福祉施設に入所しておられる方々一人一人に、民生児童委員さんから「良い年をお迎えください」と歳末見舞金が手渡され、大変喜んでいただきました。

皆様からのあたたかいご協力ありがとうございました。

みごと2連覇

今年度の町内対抗スポーツ大会も4種目すべて終了し、12月15日に年間表彰、反省会が町民体育館で行われ、各町内のスポーツ担当が出席し、反省や要望等意見が交わされました。

また、年間表彰では、馬場丁が2年連続で優勝しました。

大会運営にあたりご協力いただいた役員の方々に厚くお礼申し上げます。

年間表彰

総合優勝 馬場丁	総合2位 安永
総合3位 五軒町	全種目出場 19町内



楽しさいっぱいの発表会

12月16日（土）、幼稚園恒例の発表会が開かれ、会場は保護者の方などで満員となる盛況振りでした。園児の遊戯も劇遊びも伸び伸びと演じられ、終るたびに拍手喝采でした。

「表現することの楽しさ」は、もともと子ども達に備わっているものかもしれません。幕開け前のコメントでは、どの組も生活や遊びの中、身近で興味のあることを選んで劇化したり、踊りに取り入れる工夫をしているとの事、つまり、日常保育の延長の楽しい行事へという展開が子ども達を生き生きとさせ創造的な面白さに連なっていくことだと思います。



まよっちゃんあセレクトランチ

12月14日（木）～20日（水）に与板町学校給食センターでは、小学生・中学生を対象にセレクトランチを実施しました。2種類の料理から自分の体にあった料理や、好きな料理を事前に選んで当日に食べます。

このセレクトランチは、自分の食事（栄養）や健康について関心を持ってもらうために、給食教育の一環で平成6年度から行っているものです。また、学期末のお楽しみ給食もかねて、おいしく楽しい給食になるよう計画しました。

セレクトランチは子供達もとても楽しみにしている給食のイベントです。



一年間の感謝をこめて

12月17日に毎年恒例となりました町民体育館、青少年ホームの大清掃が行われました。

日ごろ施設を利用されている文化・スポーツ団体や中学生など、約200名の方々が集まり、窓ガラス、床磨き、すす払いや障子の張替えなど、一年間の汚れをきれいに落としてもらいました。

当日は晴天に恵まれ、すがすがしい気分でご協力をいただき、大変ありがとうございました。

市街化調整区域の 「既存宅地制度」が 廃止されます	都市計画法が改正され、法の 施行日(平成13年春予定)以降 は既存宅地制度が廃止されます。 既存宅地確認を受けていない 方には、許可を受けなければ建築物 を建築することができなくなりますので 注意ください。
---------------------------------	---

住宅の新築やとり こわしをされた方へ	土地が住宅の敷地として使用 されているか、それ以外である かにより、固定資産税の課税標 準額の計算が異なります。
-----------------------	---

平成12年1月2日から平成13年1月1日の間に、所有されて
いる土地に住宅等を建築され、
非住宅用地から住宅用地に変更
された場合、または、家屋のと
りこわし等により住宅用地から
非住宅用地に変更された場合は、
1月末日までに申告が必要です。

ご不明な点は、役場町民課税
務係までお問い合わせください。

市街化調整区域の 「既存宅地制度」が 廃止されます	飲食店・学校・病院・事業所・ 施設・矯正施設およびその他の給 食施設で働く調理師。
---------------------------------	---

間は従来どおりの取扱をするこ
とができます。詳しく述べてあります。
住宅課宅地係までお問い合わせ
ください。

☎ 025-1285-15511
内線3383・3384

1月1日より改正された老人
保健法が施行されました。この
法律に準拠しておきましたが、こ
の法律に準拠しておきましたが、
児医療費および幼児医療費助成
事業の一部負担金は、次のように
今までと変わり無いことをお
知らせいたします。

・対象者
一歳の誕生日の末日までの
乳児

・外来の場合
医療機関ごとに1日につき
530円(月4回まで)

保険者のみなさまへ	1月1日より改正された老人 保健法が施行されました。この 法律に準拠しておきましたが、こ の法律に準拠しておきましたが、 児医療費および幼児医療費助成 事業の一部負担金は、次のように 今までと変わり無いことをお 知らせいたします。
-----------	--

乳児医療および幼児 医療費助成事業対策の 保護者のみなさまへ	1月1日より改正された老人 保健法が施行されました。この 法律に準拠しておきましたが、こ の法律に準拠しておきましたが、 児医療費および幼児医療費助成 事業の一部負担金は、次のように 今までと変わり無いことをお 知らせいたします。
--------------------------------------	--

ご寄付のお礼	社会福祉事業に役立ててください さいと、ご寄付をいただきまし た。大変ありがとうございます。 ・金10,000円 柿倉 秋俗 様 (船戸)
--------	--

県陣
一部負担金は今までと変わり
ありません。
外来・・1日につき530円
(月4回まで)
1,200円

ありません。
一部負担金は今までと変わり
ありません。
外来・・1日につき530円
(月4回まで)
1,200円

ちの方は、毎年1月1日現在の
資産所有状況を1月末日までに
役場町民課税係へ申告してく
ださいようお願いします。

中小企業信用保証法の
改正に伴い信用保証
制度が変わりました
補助対象者
・与板町において1年以上継続
して同一事業を営む中小企業者
補助対象資金
・与板町地方産業育成資金
・与板町中小企業設備近代化資金
・経営の安定に必要な運転資金
(同一企業で借入の合計が三千
万円まで)

11-H13.1月号

信用保証協会保証料の
補助があります
町では、中小企業者に、信用
保証協会の保証付きで金融機関
より借入れた場合の保証料の一
部または全部を補助する制度が
あります。

10

お知らせ	Information
------	-------------

役場町
板与
72-3100
FAX 72-3341

なあ、老人保健法の受給者証
をお持ちの方で、県陣に該当さ
れる方は、今までどおりの一部
負担金で受診することができます。
ただし、県陣受給者証(老
人保健法受給者用)が必要です。
お持ちでない方は手続きをして
ください。

詳しく述べてあります。

与板の子供たちは、今

与板の子供たちの教育について語り、町の教育関係者の連携を深めるための「与板町学校教育協議会秋季研修会」が、今年度も、去る11月17日に与板幼稚園・与板小学校を会場に行われました。

保育園、幼稚園、小中学校の職員やPTAの役員、チャレンジ21推進委員などが一堂に会し、保育参観、授業参観の後、「与板の子供たちは、今」のテーマのもとに、熱心な話し合いました。

当日話し合われた内容を、各分散会ごとに紹介します。

幼児期から児童期前半を中心

分散会その一

遊びの大切さについて

幼稚園の子供たちが、遊びながら創造性をふくらませている姿に感動したとの発言が続き、この期の子供にとって「遊びは学びと人間関係づくりの基礎」ということを、一同再確認しました。

遊びの中に見える課題

自分のことだけに夢中で、他の子供や関わらない子供や関われない子供の存在、大勢で遊ぶことの難しさ

「幼稚園では」

①環境作り
②遊びに入らない子供や入れない子供への配慮

分散会その二

「小学校では」

③全員遊びと自由遊びのバランス

④縦割り活動

⑤言葉の指導

⑥心を解放できる時間の保障

⑦メンバー、ルールを話し合う場の設定

分散会その三

「中学校では」

「友達になること」

一町一校ということで、仲良くよい方へ進むのはよ

いが、悪く思われた子供は斜に構えてしまう」「よい面が見え



児童期後半から思春期を中心

分散会その一

思春期の子供たちに、どう寄り添っていったらよいか

う寄り添っていったらよいか

新春町民将棋大会開催

新潟県最低賃金		
(平成12年9月30日から)		
時間額	637円	日額 5,089円
県内すべての事業場で働く、すべての労働者に適用されます		
産業別最低賃金		
電気機械器具 製造業 (平成12年12月8日から)	各種商品 小売業 (平成12年11月30日から)	自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業 (平成12年11月23日から)
日額 5,858円 時間額 730円	日額 5,584円 時間額 698円	日額 5,831円 時間額 730円

問い合わせ先 長岡労働基準監督署 長岡市東新町1-6-8 ☎0258-33-8711 担当 賃金係

※ふるってご参加ください

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

問合わせ先 小林登代治 ☎TEL 72-4177

日時 平成13年1月28日(日)

午前9時～午後4時

会場 与板町勤労青少年ホーム 和室

A 大学生時の国民年金は？

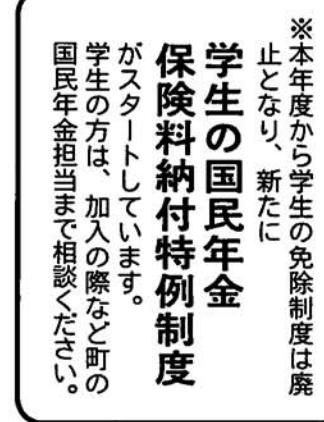
Q ゆめあり君の
年金相談室

わたしは二十七歳の会社員です。縁あって来月結婚することになりました。これから家庭を築くにあたって、将来のことについて考えてみると、大学生の頃国民年金に加入していた時、二年間保険料免除を受けていたことを思い出しました。免除期間があると年金額が少なくなると聞きましたが、今から納めることはできますか。

国民年金の保険料は納めないと、二年を過ぎると、その期間は納めることができなくなり、老齢基礎年金受給の際、年金額が減額されます。免除を受けた期間については、十年間に限って納めることができます。

これを追納といいますが、追納額は当時保険料を納めた人との負担の均衡を保かるため、当時の保険料額に一定の加算があり、次の表のとおりとっています。

追納の方法については、保険料免除期間分まとめて納める方法と、最低一ヶ月単位で分割して納めるという方法もあります。



※本年度から学生の免除制度は廃止となり、新たに
学生の国民年金保険料納付特例制度
がスタートしています。
学生の方は、加入の際など町の
国民年金担当まで相談ください。

追 納 金 額 表			
追 納 す る 期 間	金 額	追 納 す る 期 間	金 額
平成2年4月～平成3年3月までの月分	12,890円	平成6年4月～平成7年3月までの月分	13,750円
平成3年4月～平成4年3月までの月分	13,100円	平成7年4月～平成8年3月までの月分	13,740円
平成4年4月～平成5年3月までの月分	13,380円	平成8年4月～平成9年3月までの月分	13,690円
平成5年4月～平成6年3月までの月分	13,720円	平成9年4月～平成10年3月までの月分	13,500円

* 平成13年3月31日までに追納した場合の金額です
平成10年4月以降の金額は当時の保険料額です

事務所でご相談ください。

21世紀「食料・農業・農村基本法」 皆さんと一緒に日本の安全食料を守りましょう

我が国の農業は、昭和30年代に入り高度経済成長と農業の国際化の進展等、農業・農村を取り巻く諸条件の激変な変化に対応して昭和36年度に始めて農業基本法が成立しました。それ以来38年間、我が国の農業はさらなる国際化の進展に伴う、転作面積拡大が及ぼすと懸念される農地の放棄や農家の減少などで深刻な高齢化が進み、担い手農家の問題等、我が国の農業・農村は歴史的変革期を迎えました。このような情勢の下、21世紀に向けて平成11年7月、新しく「食料・農業・農村基本法」が制定されました。

現在、我が国の食料の自給率は40%とされています。60%は外国の食料に依存しているのです。新基本法は農家・消費者の皆さんと一緒にやって、日本の食料を守ろうとしているWTO農業交渉問題等皆さんと一緒に関心をもつてこれから始まろうとしているWTO農業も大事ですが、経済優先の社会だけではなく、地域が果たしていることを大切にして行かなければなりません。2000年農林業センサスでは、ここ10年間で4900の集落が減少しているのです。

与板町でも、優良住宅団地確保のため岩本久平
与板町農業委員会長

わたしは二十七歳の会社員です。縁あって来月結婚することになりました。これから家庭を築くにあたって、将来のことについて考えてみると、大学生の頃国民年金に加入していた時、二年間保険料免除を受けていたことを思い出しました。免除期間があると年金額が少なくなると聞きましたが、今から納めることはできます。

国民年金の保険料は納めないと、二年を過ぎると、その期間は納めることができなくなり、老齢基礎年金受給の際、年金額が減額されます。免除を受けた期間については、十年間に限って納めることができます。

これを追納といいますが、追納額は当時保険料を納めた人との負担の均衡を保かるため、当時の保険料額に一定の加算があり、次の表のとおりとっています。

追納の方法については、保険料免除期間分まとめて納める方法と、最低一ヶ月単位で分割して納めるという方法もあります。

国民健康保険と老人保健の一部が改正されました

国保のここが変わりました

平成12年12月31日まで

1 高額医療費の自己負担限度額
(1ヵ月63,600円) →

平成13年1月1日から

- 一般患者 $63,800\text{円} + \{(かかった) - 318,000\text{円}\} \times 1\%$
- 上位所得の患者 (基礎控除後の所得が670万円を越える世帯)
 $121,800\text{円} + \{(かかった) - 609,000\text{円}\} \times 1\%$
- 低所得の患者 (市町村民税非課税世帯)
35,400円のまま据置き

2 入院時の食事負担
(1日760円) → 1日当たり780円 (低所得者は据置き)

3 海外療養費
(-) → 海外で医療を受けた場合にも、国民健康保険の給付の範囲で、支給が受けられるようになりました

4 住所他特例
(特別養護老人ホームおよび介護保険施設等の入所者は、入所前の市(区)町村の国保の被保険者) → 長期入院一般についても入院前の住所地の市(区)町村の国保の被保険者となります

老人保健のここが変わりました

平成12年12月31日まで

1 医療費の一部負担金
(外来1日 530円 (月4回まで) 入院1日1,200円) → 外来・入院とも原則として医療費の1割 (ただし、上限額が決められています)

平成13年1月1日から

2 高額医療費支給(新設)
→ 1の一部負担金について同一世帯で二人以上の高齢者の負担が高額になったときなどには払い戻されます

3 入院時の食事負担
(1日760円) → 1日当たり780円 (低所得者は据置き)

4 老人訪問看護基本利用料
(1日250円) → 費用の1割か1日600円の定額負担 (ただし、上限が決められています)

外来の場合

- 診療所とベッド数が200床未満の病院の場合は1ヵ月3,000円。ただし、診療所や病院外での薬剤の処方(院外処方)を受けるときは、診療所や病院1,500円、薬局1,500円が上限となります。
- 診療所については、1日800円(1ヵ月5回以上通院の場合は4回まで支払えばよい)の定額制としているところもあります。
- 病院でベッド数が200床以上の場合は、上限1ヵ月5,000円(ただし、院外処方を受けるときは病院2,500円、薬局2,500円が上限)

入院の場合

- 1ヵ月37,200円です。なお、低所得者の方は1ヵ月24,600円、低所得者でかつ老齢福祉年金を受給している方は1ヵ月15,000円、長期特定疾患患者の方は1ヵ月10,000円がそれぞれ上限と定められています。

※くわしくは福祉課国保・年金係へお問い合わせください。

やめよう！
空缶、ゴミのポイ捨て

道路や田畠に空缶などのゴミが捨てられて
いるのを見かけます。田畠にゴミが混入すると、
耕作をするときの機械作業の妨げになります。また、路上に放
置されると交通事故の原因にもなります。
みんなの環境を守るためにも、自分のゴミは
決められたところへ自分で処理しましょう。



情報
クリップ

**「与板の文化財」が
カラーになりました**

県と町の指定文化財を一冊の本にまとめた「与板の文化財」のカラー版を発行しました。

郷土の尊い文化遺産を知るのに役立つと思います。

与板町歴史民俗資料館で販売しておりますので、お買い求めください。一冊500円です。

広域圏 ガイド

会場連絡先



小千谷市

- ◆白と光の祭典「おぢや風船一揆」
2月17日（土）～18日（日）
■小千谷市西中地内
競技フライト、熱気球・バラ
セーリング体験試乗他
☎83-3512 市商工観光課

見附市

- ◆小田美穂 ヴァイオリン・リサイタル
1月21日(日)
■見附文化ホールアルカディア
全席自由:一般1,500円
小中学生 500円
☎ 63-7711アルカディア倶楽部

栎尾市

- ◆栃尾てまり製作実演
2月10日(土)~11日(日)
 - 白 道の駅R290とちお
 - 黒 52-5827市商工観光課
 - ◆栃堀 裸押し合い大祭
2月10日(土)
 - 白 栃堀巣守神社
 - 黒 52-5827 市商工観光課
 - ◆とちお遊雪まつり
いろんな鍋料理が勢揃い「味自慢市」他
 - 2月18日(日)
 - 白 道の駅R290とちお
 - 黒 51-1195 市観光協会

人口のうごき

男	3,758人	(+ 11人)
女	3,893人	(+ 2人)
計	7,651人	(+ 13人)
世帯数	2,096戸	(+ 3戸)
出生	4人	死亡 10人
転入	30人	転出 11人
(12月31日現在)		

くらしの カレンダー

冬の省エネルギー

地球温暖化の原因にもなっているエネルギー消費は、家庭において年々増加しています。あなたの部屋は暖房し過ぎていませんか。



日	曜	おもな行事など	日	曜	おもな行事など
1 16	火	心配ごと相談所（山田） 役場男子厚生室／午後1時30分	2 1	木	びよびよサークル ふれあい交流センター／午前10時～11時30分 ぴょんぴょんクラブ 幼稚園／午前9時
17	水	ツベルクリン反応 保健センター／午後1時30分より受付 (H12. 3. 1～H12. 8. 31生まれ)	2	金	第9回志保の里荘杯ゲートボール大会 志保の里荘／午前8時30分
18	木	3才児歯科健診 保健センター／午前1時30分より受付 (H9. 10. 1～H9. 12. 31生まれ) ぴょんぴょんクラブ 幼稚園／午前9時	3	土	節 分
19	金	判定・BCG 保健センター／午後1時30分より受付 (H12. 3. 1～H12. 8. 31生まれ)	4	日	立 春
20	土	大 寒	5	月	リハビリ 志保の里荘／午前9時30分～11時
21	日		6	火	心配ごと相談所（三觜） 役場男子厚生室／午後1時30分
22	月	リハビリ 志保の里荘／午前9時30分～11時 補聴器巡回相談所 役場受付ロビー (リオン／午前10時～10時30分)	7	水	1才6ヶ月児健診 保健センター／午前1時15分より受付 (H11. 6. 1～H11. 7. 31生まれ) (4ヶ月児：H12. 10月生まれ)
23	火	心配ごと相談所（籠宅） 役場男子厚生室／午後1時30分 補聴器巡回相談所 役場受付ロビー (キコエ／午前10時30分～11時)	8	木	針供養
24	水	3才児健診 保健センター／午前1時15分より受付 (H9. 7. 1～H9. 8. 31生まれ) (4ヶ月児：H12. 9月生まれ)	9	金	
25	木		10	土	
26	金		11	日	建国記念の日
27	土		12	月	振替休日
28	日		13	火	心配ごと相談所（山田） 役場男子厚生室／午後1時30分 行政相談 役場女子厚生室／午後1時30分 補聴器巡回相談所 役場受付ロビー (キコエ／午前10時30分～11時)
29	月	リハビリ 志保の里荘／午前9時30分～3時	14	水	お誕生相談 保健センター／午前9時30分より受付 (H12. 2. 1～H12. 4. 30生まれ) 聖バレンタインデー
30	火	心配ごと相談所（駒形） 役場男子厚生室／午後1時30分	15	木	
31	水				